

平成 27 年度

がんと診断された時からの相談支援

検討委員会規程

公益財団法人日本対がん協会
がんと診断された時からの相談支援検討委員会規程

第1条（目的）

本規程は、公益財団法人日本対がん協会が平成26年6月2日付で厚生労働省より委託を受けた事業「がんと診断された時からの相談支援事業」（以下「事業」という）の実施要綱（以下「要綱」という）に基づいて日本対がん協会が設ける「がんと診断された時からの相談支援検討委員会」（以下「委員会」という）の運営に関して必要な事項を定める。

第2条（委員会の任務等）

委員会は、日本対がん協会が実施する事業に対して専門的見地から意見を述べることを任務とする。日本対がん協会は、事業の実施（①がん患者・家族と意見交換を行うとともに、地域統括相談支援センター等におけるがん相談支援に関するニーズ等の実態調査を実施し、現状の相談支援体制の課題などを明らかにして改善点を検討する②がん患者・家族の悩みの解決に役立ち、利用しやすい冊子等を患者・家族の目線に立って作成する等）について、委員会の意見を聞かなければならない。

- 2 前項の任務を遂行するため、委員会内にワーキンググループを設置する。
- 3 委員は専門的見地から事業を実施する日本対がん協会に助言・指導することができる。

第3条（委員会の構成・委員の任期）

委員会は、がんサバイバーや学識経験者ら10人の委員で構成する。

- 2 委員は、厚生労働大臣との協議を経て日本対がん協会長が選任・委嘱する。
- 3 委員の任期はこの事業が終了するまでとする。
- 4 委員が事故等により委員を続けられなくなった場合は、日本対がん協会長は厚生労働大臣との協議の上で新たな委員を選任・委嘱することができる。その場合の任期は前項の規定にかかわらず、前任委員の残任期間とする。

第4条（委員長）

委員会に厚生労働大臣との協議を経て日本対がん協会長が指名する委員長1人をおく。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員会の開催時には議長として委員会を運営する。
- 4 委員長は、委員長が事故等でその職務を遂行できなくなった場合に、職務を代行する者（副委員長）をあらかじめ委員の中から定めておくものとする。

第5条（委員会の招集）

委員会は、委員長が招集する。

第6条（定足数）

委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第7条（議決）

委員会の議事は、この規程に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第8条（書面による表決等）

委員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、もしくは他の委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用について、その委員は出席したものとみなす。

第9条（書面審査等）

やむを得ない理由で委員会を招集することができない場合は、委員長の判断により、郵送、ファクス、電子メール等による書面審査を行うことができる。この場合、過半の委員の表決をもとに委員長が議事を決する。その他、委員会において書面審査の対象とすることに出席者全員の同意が得られた事項に関しても同様とする。

- 2 前項の規定による議決に関し、複数の委員から異議の申立てがあった場合、委員長はすみやかに委員会を招集しなければならない。

第10条（報告）

委員長は、委員会の審議結果について、速やかに日本対がん協会長に報告する。

第11条（議事の公開）

委員会の議事は、個人情報に配慮しつつ、日本対がん協会が設置するホームページにて公開することを原則とする。

附則

- 1 本規程は平成26年6月2日から施行する。
- 2 細則1は平成27年4月13日に改訂した。
- 3 細則1は平成27年12月14日に再改訂した。